



訴 状

令和 年 月 日

③ 地方裁判所 御中

原告訴代理人弁護士 B 某 ④

〒〇〇〇-〇〇〇〇 県 市 区 町 丁目 番地
原 告 A 某

〒〇〇〇-〇〇〇〇 県 市 区 町 丁目 番地

○○法律事務所(送達場所)

上記訴代理人弁護士 B 某
電 話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇〒〇〇〇-〇〇〇〇 県 市 区 町 丁目 番地
被 告 C 某資金返還請求事件
訴訟物の価額
ちょう用印紙額第1 請求の趣旨
1 被告は、原告に対し、円及びこれに対する令和 年 月
日から支払済みまで年〇パーセントの割合による金員の支払をせよ。

II 第1章 貸金の返還

債権法対応箇所

II 第1章 貸金の返還

注① 本例は、貸金の返還請求に関するものとすることとするものである。
この場合の訴状を作成するときの一般的な注意事項については、前掲の「売買代金」の注を参照していただきたい。

貸金請求事件は、貸した金を返してくれという場合である。資金は、いわゆる消費貸借である。消費貸借は、当事者の一方が種類、品等及び数量の同じ物で返還をなすことを約して相手方から金銭その他の物を受けとるによって成立する(民587条)。要物・片務契約であり、無利息では無償契約であり、利息付であれは有償契約となる。平成29年法律第44号の民法改正(令和2年(2020年)4月1日施行)により、書面による要式行為としての諾成的消費貸借契約が認められ(改正民587条の2)、消費貸借は、要物契約としての消費貸借(民587条)と要式行為としての諾成的消費貸借(改正民587条の2)の2本立てとなった。本例は、要式行為としての諾成的消費貸借の場合の訴状の記載例である。

(2) 訴状には、当事者、法定代理人並びに請求の趣旨及び原因を記載し(民訴規133条2項)、更に民事訴訟規則所定事項を記載することが必要である(民訴規53条以下)。

注② 年月日の記載は、訴訟行為の日時を明白にするものであり、必ず記載する(民訴規2条1項4号)。

注③ 宛名は、この訴状を提出すべき裁判所の名称を記載する(民訴規2条1項5号)。訴状はその問題(事件)について管轄権のある裁判所に提出するものなので、この宛名は管轄裁判所の記載となる。

注④ 訴訟行為者の記名押印である(民訴規2条1項柱書)。作成名義人が自らの意思でその文書を作成したことを証する(文書の成立の真正)ものであろう。

注⑤ ① 原告及び被告がいわゆる当事者である。本例で原告となることができる者は、金を貸したものであり、被告となることができる者は、金を借りた者である。

(2) 当事者は、裁判所からの書類の送達を受ける場所(送達場所)を届け出ることを要する(民訴規104条)。原告の場合には、その届出を訴状に記載してするものである(民訴規41条2項)。届出をしないと不利益を受けることがある(民訴規104条3項)。

注⑥ 事件名である。これは「事件の標題」ともいう。原告が、訴状を出す際に訴状全体から又は、その一部を強調するなどして、この訴訟の名称をつける。

注⑦ 訴訟物の価額とは、訴訟の目的の価額とか額といわれるもので、民事訴訟法第8条第1項及び第9条の規定により算定される(民訴費4条1項)。本例においては、原告がこの訴えで主張している利益額がいくらになるかによって決まる。

原告が、例えば、500万円の貸金返還請求と遅延損害金を請求するとすれば、この500万円がその主張する利益額となるのである。遅延損害金は、附帯の請求と考えるので訴訟物の価額を算定する際には前記の利益額に加えない(民訴9条2項)。

内容見本
(A5判縮小)

本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
 ●書式の追加などに対応して発行される追録(有料)をさしかえるだけで、常に最新版になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
 ●改正ならない部分は、そのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
 ●ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

II 第1章 貸金の返還

- ⑩ 2 訴訟費用は、被告の負担とする。⑪
 との判決及び第1項につき仮執行の宣言を求める。
- 第2 請求の原因
 1 原告は、被告に対し、次のとおり、書面により、金員貸付の合意をした(甲1号証)。
 (1) 合意年月日 令和 年 月 日
 (2) 貸付金額 金 円
 (3) 弁済期 令和 年 月 日
 (4) 利息の割合 年10パーセント
 (5) 利息の支払期 令和 年 月 日
 (6) その他の特約
- 2 原告は、被告に対し、令和 年 月 日、金 円を交付した。
 3(1) 被告は、(3)の弁済期がすぎても上記金員を返還しない。
 (2) (原告は被告に対し令和 年 月 日付内容証明郵便を以って到達後5日以内に返済されたい旨の催告をなし上記内容証明郵便は同月 日被告に到達した(甲2号証の1、2)が、被告は本日まで支払わない。)
 (3) (被告は令和 年 月 日 円を弁済したほかその余の支払をしない。)
- 4 よって、原告は、被告に対し、次の金員の支払を求める。
 (1) 元金 円
 (2) 上記金員に対する令和 年 月 日(弁済期・支払催告期日の翌日)から支払済みまで民法所定の年〇パーセントの割合による遅延損害金
 証拠方法
 1 甲1号証(契約書)
 2 甲2号証の1、2(内容証明郵便・配達証明書)
 附 属 書 類

民事訴訟・非訟手続書式の集大成!

注釈 民事訴訟書式要覧

編集 民事訴訟実務研究会

CD-ROM付

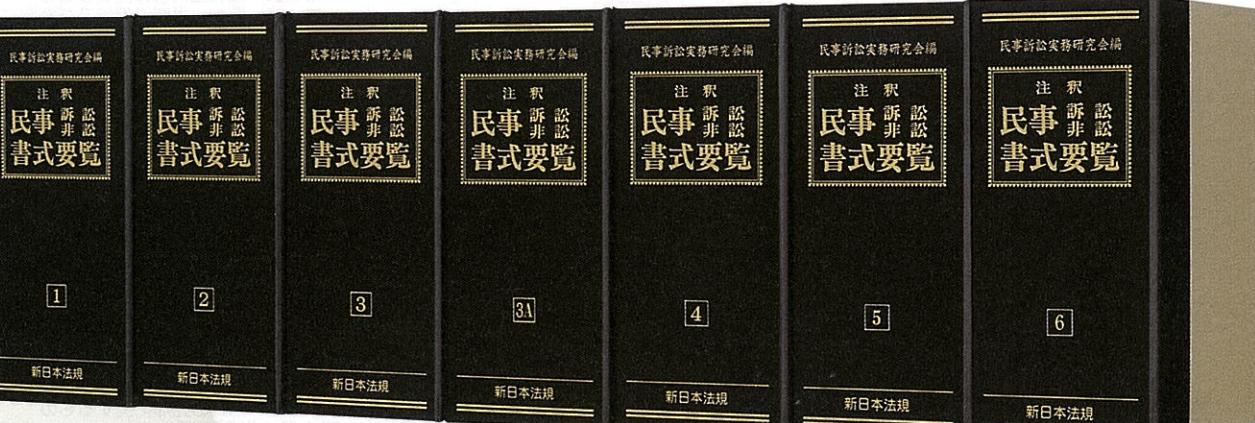
令和2年4月施行 民法(債権法)改正対応!

実務に役立つ詳しい注釈!!

各書式ごとに、記載上の留意点や実務上必要な事項を詳しく説明しておりますので、実際の手続にすぐ役立ちます。

使いやすい編集方法!!

最初に訴訟書類作成の要点をまとめた上で、各訴訟における訴状並びに適宜対応する準備書面・答弁書等を掲載して利用の便を図っております。



CD-ROM動作環境

[OS] Windows7/8.1/10
 [Webブラウザ] Microsoft Internet Explorer11、Microsoft Edge
 [ワープロソフト] Microsoft Word2007~2013
 ※記載の会社名・製品名は、各社の商標または登録商標です。

加除式・A5判・全7巻・総頁12,390頁
 定価46,200円(本体42,000円) 送料1,170円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

0120-089-339 (通話料無料)
 受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

無料で弊社WEBサイトから登載書式のデータをダウンロードできます。
 また、電子書籍版を利用できます。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版



掲載内容

第1編 総則

第1章 はじめに 訴訟書類作成の要点
第1章の2 平成29年民法改正の概要と訴状・答弁書の記載（請求原因・抗弁等）への影響について

第2章 裁判所
第1節 管轄
第2節 裁判所職員の忌避・除斥等
第3章 当事者
第1節 当当事者能力・訴訟能力
第2節 共同訴訟
第3節 訴訟参加
第4節 訴訟代理人及び補佐人
第4章 訴訟費用
第1節 訴訟費用の負担
第2節 訴訟費用の担保
第3節 訴訟上の救助
第4節 手数料の還付申立て
第5章 訴訟手続
第1節 訴訟の審理等
第2節 期日及び期間
第3節 送達
第4節 訴訟手続の中止及び中止

第2編 第一審の訴訟手続

第1章 訴状
第1節 訴状様式
第2節 金員請求に関するもの
第3節 通常の手形・小切手金請求
第4節 損害賠償請求
第5節 登記手続請求
第6節 家屋明渡請求
第7節 土地の明渡請求
第8節 物品の引渡請求
第9節 通常の確認の訴え
第10節 証書真否確認の訴え
第11節 中間確認の訴え
第12節 労働関係訴訟
第13節 人事訴訟
第14節 相続訴訟
第15節 会社訴訟
第16節 選挙関係訴訟
第17節 税金関係訴訟
第18節 その他の行政事件訴訟
第19節 形式的形成訴訟
第20節 執行関係
第21節 各種の請求権関係
第22節 知的財産権関係訴訟
第23節 マンションの管理関係
第2章 訴状の補正
第3章 答弁書
第1節 本案前の申立てと本案の答弁
手形・小切手通常訴訟
第2節 損害賠償訴訟
登記手続訴訟
第3節 家屋明渡訴訟
土地の明渡請求
第4節 物品の引渡請求
通常の確認請求
第5節 証書真否確認
中間確認の訴え
第6節 強制執行の停止

- 第1章 訴えの変更及び請求の追加
第2節 口頭弁論
準備書面
第3節 証理に關連するその他の申立て
第4章 証拠（証拠の申立て）
第5章 判決（裁判）
第6章 判決によらない訴訟の完了
- 第3編 手形訴訟及び小切手訴訟
第1章 手形・小切手訴訟による訴状
第2章 手形訴訟における答弁書
第3章 手形訴訟における特別な手続
第4章 手形訴訟における不服申立て
- 第4編 簡易裁判所の訴訟手続
第1章 簡易裁判所専用の様式
第2章 普通訴訟
第3章 少額訴訟
第4章 起訴前の和解（即決和解）手続
起訴前の和解（即決和解）の申立て
- 第5編 上訴・再審
第1章 控訴審手続
第2節 控訴状
第3節 答弁書
第4節 請求の変更
第5節 その他
第6章 上告審手続
第7章 抗告審手続
第8章 再審手続
第9節 再審訴状
第10節 再審答弁書
第11節 再審申立て
- 第6編 強制執行の停止
第1章 強制執行の停止申請
第2節 当事者の申立権によるもの
職権の発動を促がすもの
付隨手続
第3節 疎明資料
立保証命令（又は担保提供命令）
第4節 執行停止の具体的手続
- 第7編 民事執行
第1章 申立ての準備と執行の救済
第2節 判決による強制執行の場合
第3節 外国判決等による強制執行の場合
第4節 労働審判
- 第11編 公示催告手続
第1章 一般的公示催告
第2章 有価証券の無効宣言のための公示催告
- 第12編 意思表示の公示送達
- 第13編 破産
第1章 破産手続開始の申立てに関するもの
第2章 破産手続開始決定前の保全処分に関するもの
第3章 破産事件の審理に関するもの
第4章 破産手続開始の申立てに対する許否についての不服申立て
第5章 破産手続開始の決定後の手続
第6章 債権調査・確定及び配当に関するもの
第7章 免責等に関するもの
- 第5章 訴えの変更及び請求の追加
第6章 取立訴訟
第7章 非金銭債権執行
財産開示手続
- 第8編 担保権の実行としての競売
第1章 不動産に関するもの
申立てに関するもの
差押手続に関するもの
滞納処分による差押えが先行する場合の手続に関するもの
換価手続に関するもの
配当手続に関するもの
不服申立てと不動産担保権実行手続の停止に関するもの
抵当権消滅請求に関するもの
動産に関するもの
- 第9編 民事保全（仮差押え及び仮処分）
第1章 仮差押命令の申立て
第2章 仮処分命令の申立て
第3章 保全命令申立てに付随する手続
第4章 保全命令申立ての審理に関するもの
担保に関するもの
送達に関するもの
保全執行に関するもの
不服申立て
保全取消申立て
第10章 その他の手続に関するもの
- 第10編 非訟事件
第1章 民事非訟
第2節 法人にに関するもの
信託に関するもの
裁判上代位に関するもの
第3節 保存・供託・保管及び鑑定に関するもの
借地非訟
第1節 申立て
第2節 答弁
第3節 審理及び裁判
第4節 その他の手続
第3章 商事非訟
第1節 合名会社の解散命令に関するもの
検査役選任に関するもの
第2節 少数株主の総会招集許可に関するもの
第3節 端株任意売却に関するもの
第4節 取締役又は監査役代行選任に関するもの
第5節 取締役による権利行使による電話機等のリース料の返還請求
第6節 帳簿資料保存者選任に関するもの
債務の弁済に関するもの
清算人の就任に関するもの
株式の売却に関するもの
第7節 労働審判
- 第11編 公示催告手続
第1章 一般的公示催告
第2章 有価証券の無効宣言のための公示催告
- 第12編 意思表示の公示送達
- 第13編 破産
第1章 破産手続開始の申立てに関するもの
第2章 破産手続開始決定前の保全処分に関するもの
第3章 破産事件の審理に関するもの
第4章 破産手続開始の申立てに対する許否についての不服申立て
第5章 破産手続開始の決定後の手続
第6章 債権調査・確定及び配当に関するもの
第7章 免責等に関するもの

第14編 民事再生手続

第15編 会社更生

第15編の2 特別清算

第16編 調停

第1章 調停の申立て
第1節 調停申立書様式例
第2節 民事一般調停
第3節 宅地建物調停
第4節 農事調停
第5節 交通調停
第6節 公害等調停
第7節 特定調停
第8節 その他の書式
第2章 管轄に関するもの
第3章 調停申立てに附隨する手続
第4章 調停手続中ににおける申立て
第5章 調停手続終了に関するもの

第17編 仮登記仮処分

第18編 人身保護

第19編 配偶者保護

細目次

第2編 第一番の訴訟手続

第1章 訴状
第1節 訴状様式
○訴状様式例
第2節 金員請求に関するもの
○売買代金
○手付金の返還
○過払金の返還
○前渡金の返還（請負契約の合意解除後の保証人の責任追及の場合）
○貸金の返還
○貸金（連帯債務者）
○貸金（相続人）
○求償金
○賃料
○敷金の返還
○権利金の返還
○リース料
○クーリング・オフの権利行使による電話機等のリース料の返還請求
○建築工事代金
○請負代金返還等（動機の錯誤）
○預金
○転付命令による差押預託金
○差押えに係る工事代金債権の取立
○差押えに係る給料債権の取立
○証拠金
○報酬金
○立替金
○売買契約の誤解等に基づく不当利得返還等請求
○保険金（傷害保険・労災保険）
○保険金（介護費用保険契約）
○車両保険金
○自賠法による損害保険金
○自賠法による損害てん補金請求
○医師賠償責任保険契約における保険金請求
○保険金の引渡し（退職金・弔慰金予定の団体保険のもの）
○保険金の引渡し（福祉目的で事業者の加入了生命保険のもの）
○災害補償共済規約に基づく障害補償費請求
○保証金
○情報料

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

退話提供の場合
○土地明渡し（無断譲渡・転貸による場合）
○建物退去・土地明渡し（競落人から建物賃借人に対するもの）
○代位による建物收去・土地明渡し（代位弁済契約に基づくもの）
○建物收去・土地明渡し（代位弁済契約に基づくもの）

第8節 物品の引渡請求
○定期預金証書引渡し（所有権による）
○買受物品引渡し（売買契約の履行）
○使用権付月賦販売物品の返還と代償請求
ほか

第9節 通常の確認の訴え
○土地所有権確認
○地上権確認とその設定登記を求める場合
○借地権確認
○供託金返付請求権確認
○債務不存在確認（債権不発生）
○債務不存在確認（公序良俗違反による無効）
ほか

第10節 証書真否確認の訴え
○証書真否確認
第11節 中間確認の訴え
○中間確認
第12節 労働関係訴訟
第1節 民事訴訟
○給料等の請求
○退職金の請求
○解雇予告手当金等の請求
○航空会社に対する客室乗務員の地位確認等
○会社に対する時間外勤務手当・不法行為による損害賠償の請求
ほか

第2節 行政訴訟
○不当労働行為救済命令一部取消し
○遺族補償費等不支給処分取消し
○災害補償一時金等不支給処分取消し（自殺が業務に起因する場合）
ほか

第3節 緊急命令申立て
○緊急命令取消申立て
第13節 人事訴訟
○内縁関係で生まれた子の認知の請求
○離婚の請求
○不貞行為による離婚、財産分与、慰謝料の請求
○有責配偶者からの離婚請求
○離婚無効請求
○婚姻無効確認の請求
○親子関係不存在確認請求事件
○離縁の請求
ほか

第14節 相続訴訟
○死亡危機者遺言無効確認の請求
○相続回復の請求
○遺留分減殺請求
ほか

第15節 会社訴訟
○株主総会決議不存在確認（1）（2）
○株主総会決議取消し
○株主総会決議無効確認及び取消し
○取締役解任請求
○募集株式発行無効（通知・公告を欠いた場合）
○代表訴訟提起の請求（会社法847条1項による請求例）
○代表訴訟（株主が提起するもの）
○代表訴訟の訴訟告知（会社法849条4項によるもの）
ほか

第16節 選挙関係訴訟
○市議会議員選挙無効確認の請求
○町議会議員選挙の当選の効力に関する裁決取消しの請求（得票数の算入に関して）
○衆議院議員選挙無効確認の請求
ほか

※細目次は、第2編第1章第1節から第16節まで掲載しております。また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。